

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 496ページ）	改訂した解説	理由
なし	ツ項(ハ)の「人が触れるおそれのある非金属部の表面」は、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が触れることができる部分をいう。なお「容易に取り外すことができる」とは、原則として工具を用いずに取り外せることをいう（その他、解説7と同様に取り扱う。）。	アース接続されない「人が触れるおそれのある非金属部の表面」の範囲が明確になっていないことから、国際規格と同様に、充電部への接触の有無の判定（解釈別表第八では1(2)へ）と同じ条件となるように、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で試験指によって判断することを明確にする。

（当該部解釈）

別表第八1（2）構造

ツ アース機構を有するものにあつては、次に適合すること。

（ハ）人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。ただし、アース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。

（参考）

別表第八1（2）構造

へ 充電部には、次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分^{（解説7）}を取り外した状態^{（解説7）}で別表第四1（2）ハの図に示す試験指が触れないこと。

（以下省略）